

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 救急病院の指定
- 特定計量器定期検査
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

### 【公告】

- 岡山県医療審議会からの答申
- 土地改良事業の工事完了

### 【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

（県例規集登載）

### 【公安委員会】

- 暴力追放運動推進センターの代表者の変更
- 猟銃等講習会の開催
- 年少射撃資格講習会の開催

医療推進課

産業企画課

道路整備課

”

医療推進課

耕地課

選挙管理委員会

組織犯罪対策第二課

課

生活安全企画課

”

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百一号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十六年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 国立病院機構岡山市立金川病院

所在地 岡山市北区御津金川四四九

二 有効期限

平成二十九年七月三十一日

附 則

この告示は、平成二十六年八月一日から施行する。

# 平成26年7月29日 岡山県公報 第11605号

◎岡山県告示第四百二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成二十六年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
井原市	岡山西農業協同組合美星支店	平成二十六年 九月 一日
"	井原市役所芳井支所	" 二日
"	西部いこいの里	" 三日
"	岡山西農業協同組合井原北支店青野店舗	" 四日
"	岡山西農業協同組合井原東支店	" 五日
"	井原市地場産業振興センター	" 八日
"	"	" 九日
"	"	" 十日
"	"	" 十一日
"	"	" 十二日
"	"	" 十三日
"	"	" 十四日
"	"	" 十五日
津山市	津山市役所阿波支所	十六日
"	加茂町公民館	" 十七日
"	勝北文化センター	" 十七日
"	"	" 十七日



# 平成26年7月29日 岡山県公報 第11605号

◎岡山県告示第四百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁坂本線
- 三 道路の区域

区 域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市宇治町本郷字橋ノ本三三四番一地 先から	新		六・〇〇 二九・〇	五二七・五
高梁市宇治町本郷字柴立免三三八番二地 先を経て	新		四・〇〇 二五・五	五九〇・〇
高梁市宇治町本郷字橋ノ本三三四番一地 先から	旧			
高梁市宇治町本郷字稲荷畑四七一番一地 先まで	旧			

# 平成26年7月29日 岡山県公報 第11605号

◎岡山県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	高梁坂本線	高梁市宇治町本郷字橋ノ本三三四番一地先から 高梁市宇治町本郷字柴立免三三八番二地先を経て 高梁市宇治町本郷字稻荷畑四七一番一地先まで	平成二十六年七月二十九日

〔三六〇〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十六年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十六年六月五日

二 答申を受けた年月日

平成二十六年七月九日

三 諮問及び答申の事項

救急病院等の新規認定について（岡山市立金川病院）

四 その他

答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔三六一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十六年七月二十九日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
高崎土地改良区	沖2番	農道舗装	完了年月日
			二六・六・二四

◎岡山県選管告示第四十三号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月十七日から適用する。

平成二十六年七月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表老人ホームの項中

<p>特別養護老人ホームグ リーンアンドリバーホ ム</p>	<p>総社市清音三因一〇七四 一―</p>	<p>を</p>
<p>特別養護老人ホームグ リーンアンドリバーホ ム 特別養護老人ホームグ リーンアンドリバーホ ム（ユニット型）</p>	<p>総社市清音三因一〇七四 一―</p>	<p>に、</p>
<p>特別養護老人ホーム檜山 荘</p>	<p>真庭市上市瀬一〇五〇― 三九</p>	<p>を</p>
<p>特別養護老人ホーム神庭 荘Ⅱ 特別養護老人ホーム檜山 荘 特別養護老人ホーム檜山 荘（ユニット型）</p>	<p>真庭市組三七〇―一 真庭市上市瀬一〇五〇― 三九 真庭市上市瀬一〇五〇― 三九</p>	<p>に、</p>



◎岡山県公安委員会告示第百十二号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、暴力追放運動推進センターの代表者を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成二十六年七月二十九日

岡山県公安委員会

一 変更内容

1 変更前

代表者 山田 賢一

2 変更後

代表者 谷本 欣也

二 変更年月日

平成二十六年五月二十八日

# 平成26年7月29日 岡山県公報 第11605号

## ◎岡山県公安委員会告示第百十四号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十六年七月二十九日

岡山県公安委員会

### 一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成二十六年十一月十二日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
経験者(更新)講習課程	平成二十六年十月一日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十六年十月八日	午後一時	高梁市段町一〇一七一一 高梁警察署
	平成二十六年十月十五日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成二十六年十月二十四日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)
	平成二十六年十月二十九日	午後一時	真庭市江川八二一一 真庭警察署
	平成二十六年十一月五日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十六年十一月十九日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)
	平成二十六年十一月三十日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成二十六年十二月三日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
平成二十六年	午後一時	高梁市段町一〇一七一一	

		十二月十日	高梁警察署
平成二十六年 十二月十七日	午後一時	備前市伊部二七六一 備前警察署	

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ  
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例  
（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当  
該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程 六千八百円

経験者（更新）講習課程 三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

- 1 代理受講は、認めない。
- 2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であ  
ること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付すること  
とする。

# 平成26年7月29日 岡山県公報 第11605号

## ◎岡山県公安委員会告示第百十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十六年七月二十九日

岡山県公安委員会

### 一 開催の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十六年十月三十日（木） 午前十時		岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
平成二十六年十一月二十五日（火） 午前十時		
平成二十六年十二月十九日（金） 午前十時		

### 二 受講手続

#### 1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ  
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

#### 2 提出先

住所地を管轄する警察署

#### 3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日である場合は、当  
（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当  
該休日の直後における県の休日でない日）

### 三 受講手数料

九千七百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。